

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手海区漁業調整委員会

会長 宮古漁業協同組合

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第13条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 <u>(1) 臨時的任用職員の任免に関すること。</u> (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略] (12) [略]	(専決事項) 第13条 事務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] (8) [略] (9) [略] (10) [略] (11) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この公示は、平成19年4月1日から施行する。